二七　平成二十四年度の初日から平成二十四年十二月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三一　五
二八　租税特別措置法第六十七条の四に規定する転廃業助成金等を指定する件　三一　五
○財務省、農林水産省
一　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二四　三
二　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二四　三
三　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二四　三
○国　税　庁
一　民間給与実態統計調査規則第六条第二項に規定する調査票の様式を定める件　一〇5　一
二　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二五　五
○文部科学省
一　特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律第十一条第三項に基づく登録施設利用促進機関が利用促進業務を行う事務所の名称及び所在地の変更の届出があった件　四　二
二　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二九17　二
三　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　二九17　七
四　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　二九17　二一
五　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　二九17　二五
六　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が高度専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二九17　二六
七　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　二九17　二六
八　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　二九17　二七
九　高度専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた高度専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　二九17　二七
一〇　学校給食実施基準の一部を改正する件　三〇　八
一一　夜間学校給食実施基準の一部を改正する件　三〇　九
一二　特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食実施基準の一部を改正する件　三〇　九
○文　化　庁
一　史跡の管理団体を指定する件　三〇　一〇
二　名勝の管理団体を指定する件　三〇　一〇
三　名勝及び天然記念物の管理団体を指定する件　三〇　一〇
四　天然記念物の管理団体を指定する件　三〇　一〇
○厚生労働省
一　ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示　九4　一〇
二　薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件　一一6　九
三　薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件　一一6　一〇
四　薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件　一七　五
五　薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品の指定を取り消した件　一七　六
六　地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を定める件　一八10　一一
七　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度を定める件　一八10　一八